

# 納税にご協力を

## 市の財源確保と税の公平性のために

### あなたと税が支え、育てるまちづくり

市の財源の根幹である市税は、平成5年度をピークとして減少しています。景気の低迷が継続している中でも、大半の納税者の方は納期限内の納付に努めていただいています。しかし、景気の影響による収入減などで納税が遅れている方もいます。貴重な財源確保と税の公平性のためにも、納税についてのご理解とご協力をお願いします。詳しくは納税課 ☎70・7730へ。

### 納め忘れの方へ

すっかり忘れていて、納期限が過ぎていた場合には、お手持ちの納税通知書で納付し

てください(延滞金が増算される場合があります)。納め忘れが無いように、口座振替が便利です(市・都民税の普通徴収、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税が取り扱えます)。

### その1

当初お送りした納税通知書に同封しました「はがき」に必要事項を記入してポストへ

投入してください。その後の手続きは市が代行します。

### その2

市内の金融機関の窓口においてある申し込み用紙をお使いください。必要なものは納税通知書、預金通帳、通帳届出印です。また、市役所へ連絡いただければ、申し込み用紙を郵送します。

### 納税に困っている方へ

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情で市税を納期限内に納付することが難しい場合は、事情をお聞きして分割して納付する方法なども

ありますので早急にご相談ください。

滞納している方には文書や

## 休日納税相談窓口を開設します

### 10月25日(土)に特設 26日(日)

休日納税相談窓口を開設します。仕事などで平日の相談が困難な方はぜひこの機会をご利用ください。

【日程】10月25日(土)・26日(日)

【時間】午前9時～午後4時

【会場】納税課 市役所2階

【内容】納税相談 納付受け付け

相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

なお、税証明の発行や課税の相談はできません。

### 納税、わたしのお願いと決意

市長 野崎 重弥

納税は国民の義務であると、私たちは小学校から学習して来ました。納税の義務をご理解いただき、大半の市民の方は、納期限内に納付されています。

日本経済がここまで厳しく低迷しますと、収入減や失業などで納税に困っている方もいらっしゃると思います。このような場合には、担当する職員が納税相談で事情を十分にお聞きして、納税についてのアドバイスをさせていただきます。もちろん、プライバシーは守ります。滞納されると文書催告などの滞納整理に多くの時間と費用がかかります。なるべく、早目のご相談をお願いします。

問題は、収入や資産があるのに納税に誠意が見られないと思われる方です。納税に努めている大半の方々との公平性を確保するためにも、差し押さえなどの強制徴収をさせていただくこととなります。市民の皆様への納税に対するご理解とご協力をお願いします。



お気軽にご相談を

15年度市税納期一覧表

| 税目<br>期別 | 固定資産税<br>都市計画税 | 市・都民税<br>(普通徴収) | 国民健康<br>保険税 | 軽自動車税 |
|----------|----------------|-----------------|-------------|-------|
| 1期       | 6月2日           | 6月30日           | 7月31日       | 6月2日  |
| 2期       | 7月31日          | 9月1日            | 9月1日        |       |
| 3期       | 12月25日         | 10月31日          | 9月30日       |       |
| 4期       | 16年3月1日        | 16年2月2日         | 10月31日      |       |
| 5期       |                |                 | 12月1日       |       |
| 6期       |                |                 | 12月25日      |       |
| 7期       |                |                 | 16年2月2日     |       |
| 8期       |                |                 | 3月1日        |       |
| 9期       |                |                 | 3月25日       |       |

電話あるいは訪問して、納税のお願いをしています。それでも、納付も相談もしていない場合は、納付された方との公平性を確保するためにも、財産(給与、預貯金、不動産など)を差し押さえることとなります。財産を差し押さえた後も納付のない場合は、差し押さえ財産の公売など、市税に充てることとなります。